

採血基準の見直しに係る新旧対照表

(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則改正)

改正項目		改正後	改正前
200mL全血採血	血液比重等	●「血色素量」とする。	●「血液比重」又は「血色素量」
		●血色素量を男性12.5g／dL以上、女性12g／dL以上とする。	●血色素量12g／dL以上
400mL全血採血	採血可能年齢	●男性17歳以上、女性18歳以上とする。	●男女18歳以上
	血液比重等	●「血色素量」とする。	●「血液比重」又は「血色素量」
		●血色素量を男性13g／dL以上、女性12.5g／dL以上とする。	●血色素量12.5g／dL以上
血漿成分採血	血液比重等	●「血色素量」とする。	●「血液比重」又は「血色素量」
血小板成分採血	採血可能年齢	●男性のみ69歳までとする(ただし、65歳から69歳までの方については、60歳に達した日から65歳に達した日の前日までの間に献血の経験がある方に限る。))。	●男女54歳まで
	血液比重等	●「血色素量」とする。	●「血液比重」又は「血色素量」